

第 63 回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

- 1 日 時 平成 26 年 10 月 15 日（水） 午後 3 時から午後 4 時 25 分まで
- 2 場 所 小田原市役所 4 階 議会会議室
- 3 出 席 者
 - (1) 会 長 小室充孝
 - (2) 委 員 本田耕一、鈴木まがね、加藤芳永、清水隆男、乃美香津子、堀基泰、
宮崎英典
 - (3) 事務局 隅田総務課長、下澤法務担当副課長、望月行政情報係長、飯塚主事
- 4 資 料 別紙のとおり
- 5 会議の概要
 - (1) 開 会
 - (2) 議 事

要旨は次の〈諮問審議〉のとおり。

〈諮問審議〉

会 長 それでは、議題に入ります。議題（1）諮問事項ア「小田原市の個人情報保護制度の在り方について」についての審議に入ります。この諮問事項は、前回からの継続審議となります。まず、前回の審議状況について事務局からの説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。前回 7 月の本審議会において、本事項が市長名で諮問され、内容の説明がありました。その結果、説明のあった考え方に沿って本市の個人情報保護条例を改正していくことに、特にご異議がないとの考え方をお示しいただきました。これをもとに答申案を事務局で作成し、その内容を今回の審議会で検討していくこととなりました。以上です。

会 長 ただいまの説明のとおり、今回の審議では、答申案の検討を行うこととなっております。答申案については、お手元の資料のとおりですが、この内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。答申案は、1 総括で全体的な内容を示し、2 では個別事項を示しています。まず、1 の総括部分ですが、個人番号を含んだ個人情報である「特

定個人情報」は、その性質上、特別な保護が必要な状況であるということ、また、マイナンバー法が、自治体に対し、法の趣旨を踏まえた必要な措置を取ること求めていることから、本市においても、条例の規定を見直し、必要な改正を行うべきものである、とまとめさせていただきました。

次に 2 の個別事項に移ります。まず、(1)の特定個人情報の取扱いについての部分ですが、特定個人情報を本市が取り扱う場合、具体的には収集や、同一実施機関内での利用、また実施機関外への提供になりますが、このような場合における特別な措置の必要性を示したものです。内容的に①から③に分けています。①は、収集の部分ですが、これは、マイナンバー法において収集できる範囲が明記されており、条例もその内容に沿ったものとするのが、ある意味、当然の流れとなります。②は、利用及び提供の部分ですが、これも収集の場合と同様の考え方になります。「なお」以降の部分ですが、こうした状況では、本市においても目的外利用を認める必要があるとしたものです。③はオンライン結合による提供についてです。法の「情報提供ネットワーク」がオンライン結合に該当する場合がある中で、こうした法令に規定のあるような提供でも、それを妨げてしまうような規定が条例にあっては、整合性がないので、改正すべきとしたものです。ネットワークには危険性もありますが、時代状況も踏まえ、法令に規定のあるような場合は、安全性が確保されているという考え方によったものです。

(2)については、特定個人情報の開示等についての部分です。これは個人情報の本人が、自分の情報の取扱い状況を確認し、不適正な利用がされている場合は、内容の訂正や利用の停止を請求できる制度があるわけですが、特定個人情報の場合は特別な措置が必要になってくるという趣旨を踏まえた内容です。内容的に①から④に分けています。①は、開示請求権の部分です。現行条例では、本人自らが請求するものという考え方ですが、特定個人情報については、任意代理人を一般に認めていくことで、本人による監視の機会をより保障しなければならないという法の趣旨を踏まえ、条例を改正すべきとしています。ただ、本人との任意代理関係を、しっかり確認しないと、不正請求が生じかねないので、条例の運用において的確な対処をしていくことが適切である、というまとめ方をいたしました。②の費用負担の部分ですが、本市では、請求者が文書の写しを求める場合、そのコピー代を費用としています。これは、それほど大きな金額にはなりません、経済的困難がある場合、例えば生活保護状態等を国は想定していますが、こうした場合、法の趣旨を踏まえると、できる限り請求権を保障するため、費用を減免する条例の規定を設けるべきとしたものです。③の訂正請求権の部分は、①と同様です。

④の利用停止等請求権の部分ですが、マイナンバー法は、その規定に違反した一定の場合にも、利用停止等の請求を認めるよう求める趣旨であり、これは必要な措置と認められるので、条例を改正すべきとしたものです。また、①と同様、任意代理人を一般に認めるべきとしています。また(3)については、(1)、(2)の措置に伴い、必要な措置があれば、条例を改正すべきとしています。以上です。

会 長 それでは、この答申案について検討をしてみたいと思います。大きく3つに分けて説明がありましたので、検討も、内容を分けながら、質疑、意見交換、採決という順で行いたいと思います。

 ではまず、1の総括の部分ですが、何かご質問やご意見はございますか。

会 長 私から事務局に確認ですが、この諮問の対象は、具体的な方針ではなく、もっと漠然としたものでしたよね。

事務局 はい。マイナンバー法が施行されようとしている中で、本市の個人情報保護制度をどのように見直したら良いかについての諮問であり、何か具体的な案について諮問があったわけではございません。

会 長 この総括部分は、具体的な内容は書かれていませんが、特にご質問ご意見はないということで、原案どおりとしてよろしいですか。

 (異議なし)

会 長 それでは、1の総括の部分は、原案どおりといたします。次に、2 個別事項に係る意見の(1) 特定個人情報の取扱いについての部分ですが、何かご質問やご意見はございますか。

委 員 ③のオンライン結合による提供の部分ですが、ここでいう電子計算機の意味を確認したいのですが。パソコンのことをいうのでしょうか。

事務局 パソコンを含めた電算処理のできる装置をいいます。

会 長 マイナンバー法の施行時期を確認したいのですが。

事務局 段階的に施行されます。平成 27 年 10 月には、個人番号が付番、本人に通知されます。個人番号の利用は平成 28 年 1 月からとなっています。情報提供ネットワークの使用開始は、平成 29 年に入ってからとなっています。

会 長 本市の個人情報保護条例を改正する場合の施行時期は、どうなりますか。

事務局 個人番号の付番がなされると、本市でも特定個人情報の取扱いが始まることとなりますので、平成 27 年 10 月までには施行することになり、市議会への提案は、可能であれば平成 27 年 3 月議会、遅くとも 6 月定例会としたいと考えています。

会 長 マイナンバー法の施行に伴う条例改正をすでに行った自治体はありますか。

事務局 すでに案を上程した例は聞いていません。

会 長 (1)の内容は、事務局の方でマイナンバー法と照らし合わせ、条例改正をすべき部分を抽出したものだということによろしいですか。

事務局 はい、そのとおりです。

会 長 事務局で抽出した以外に、改正すべき部分について何かお気づきの点はありますか。

委 員 ③に、情報提供ネットワークは、不正使用による被害を抑制するための保護措置がなされていると書かれていますが、具体的にはどのようなものですか。

事務局 保護措置の一例になりますが、情報提供ネットワーク上では、直接個人番号を取り扱わず、それを振り替えたものを使うことで、保護が図られています。その他にもセキュリティを高めるための技術的な措置が取られていると聞いています。

委 員 オンライン上の取扱いリスクは非常に高いと感じています。マイナンバー法で、オン

ライン上での取扱いを行うと定めているのであれば、本市の条例において、オンライン上での取扱いに対するリスクマネジメントというものをもっと色濃く反映すれば、市民にもより受け入れられるのでは、というのが市民の立場としての意見です。

事務局 情報提供ネットワークについては、国が仕様を定めている全国统一のものであり、本市が独自に手を加えるということは難しいところです。法令に定められたオンライン上での取扱いは、安全措置が図られているということが前提であり、そうでなければ法令としてふさわしくないこととなります。この前提があることで、条例でもオンライン上での取扱いを認めていく、という考え方になると捉えています。

会 長 本市が行っているオンライン結合の中で、情報提供ネットワークと同様に、個人情報を変換して取扱っている例はありますか。住民票コードなどは、どうなのでしょう。

事務局 住民票コードなどは確かに取り扱ってはいますが、変換の有無については、申し訳ございませんが、この場では分かりません。

会 長 委員のご意見は、小田原市独自でオンライン結合について判断する場合も、情報提供ネットワークと同じような保護の手当てがされているかどうかを基準にしたらどうか、というような趣旨にも聞こえましたが、その趣旨には賛同できるものだと思います。

委 員 国で定めるシステムに、どのように加わることになるのですか。

事務局 国がネットワークを整備し、そこに国や自治体が接続して結ばれていくこととなります。なお、個人情報は、国や自治体がそれぞれ保有管理することには変わらず、個人情報の一極集中がなされないようになっています。

会 長 ちなみに個人番号は、どこが振るのですか。

事務局 国が設けた機構が一括して個人番号を振り、各自治体を通じて各個人に番号が通知されることとなります。

- 会 長 出生届が出されてから、個人番号が振られるまで、どのような流れになるのですか。
- 事務局 住民票コードは、今後も使用されますが、その住民票コードを国の設けた機構が変換して個人番号を振ることになります。なお、住民票コードについても、国が定めたルールにより作成されるものです。
- 会 長 個人番号の構成はどのようになっているのですか。出生地の自治体のコード番号などが含まれてくるのですか。
- 事務局 詳しいことは、この場では分からないので、調べてみたいと思います。いずれにしても、平成 27 年 10 月の付番時には、機構からまとめて番号が通知されると聞いています。
- 会 長 それでは、2 の(1)の部分は、原案どおりとしてよろしいですか。
- (異議なし)
- 会 長 それでは、2 の(1)の部分は、原案どおりといたします。次に、2 個別事項に係る意見の(2) 特定個人情報の開示等についての部分ですが、何かご質問やご意見はございますか。
- 委 員 ①の開示請求権の部分ですが、任意代理人による請求を一般に保障することに伴い、条例の運用において、十分確認をしていくという考え方は分かりますが、犯罪等に使われないよう、代理関係を確認することは非常に重要だと思いますので、現在の記述では弱いのではないかと思います。例えば、代理関係を確認する規定を設けるべき、というような表現内容とすべきではないかと思います。
- 委 員 任意代理人というのは、具体的には、本人が指名した人をいうのですか。
- 事務局 はい、そのとおりです。通常、委任状等をもって、本人が選定します。
- 委 員 任意代理人の確認方法は、具体的にはどのようなものになりますか。

事務局 現行でも、例外的に任意代理人を認めており、運用上の要領を定めています。委任状の内容を確認し、実印や印鑑証明も付けてもらうなど、厳密な確認をしています。

会 長 今回の答申案の中で、運用について言及しているのは、この部分だけですか。

事務局 はい、そのとおりです。

委 員 条例の改正があると、条例の運用のための細則も見直されるようになるのですか。

事務局 はい、そのとおりです。

委 員 知的障害の方などもいられるので、状況に応じた確認方法を考え、反映してほしいと思います。

委 員 現在の記述に「確認する手段を講じる」とありますが、手段というと直接の行為を示すこととなります。もっと広い意味での記述の仕方はないかと思えます

会 長 条例で規定するのか、条例を具体化する規則のレベルで規定するのかは、立法上のレベルがあると思います。市長を拘束するのであれば条例になりますが、この答申案では、注意をした上で市長に委ねるというものに止まっています。

現行規定で、任意代理人の確認方法はどのように定まっていますか。

事務局 現行では、条例や規則ではなく、要領レベルで定めています。

会 長 少なくとも規則レベルで定めていけば、しっかりしたものになると思います。さらに条例に例示的に定めておけば、相当安心できるものとなると思います。

委 員 自分では署名などができない方もいますし、確認するにも特定の方法だけでは対応が難しくなるのではないのでしょうか。

事務局 確かに、行政の窓口でも、現在では代理人の確認はケースによるところがあります。

条例で一律に定めてしまうと、漏れが生じたり、それに縛られて運用がしにくい部分があるのも事実です。

会 長 条例の運用において、マイナンバー法の趣旨を踏まえて市長の判断で取り扱うよう求めるに止まるのであれば、現在の答申案で良いですし、もう少し市長の自由がきかないものとするのであれば、違う内容とすることになります。本当に自分で判断ができなくなれば、法定代理人を立てることができますが、そこまではいかないけれども字が書けないような方の場合にどうするか、ということはありません。

事務局 国の規定では、条例に該当する法律レベルでは、任意代理人の確認方法までは定めていません。法律の細則で定めていくことはあるかと思います。

会 長 本市の個人情報保護条例で、運用について言及している部分はありますか。

事務局 規則で定める、というような書き方をしている部分はありますが。

委 員 先ほどのオンライン結合の部分にも通じますが、市として責任の持てる運用方法につながるような条例の改正であってほしいと思います。

委 員 任意代理人は、情報提供ネットワーク上の情報を見ることができるのですか。

事務局 ネットワークそのものに入ることはできませんが、各実施機関に対し、書類等の開示を求めることができます。

会 長 開示請求権の規定ではありませんが、現行条例の第 38 条には「これを行うときは、こういうことを考慮した措置を講じなさい」というような記述があります。このような書きぶりを、任意代理人を認める条例の規定に入れることもできるかと思います。

いずれにしても、これから法令審査やパブリックコメントもありますので、定め方についてはここでは言わず、注意を促すようにしておくのが良いと思います。

委 員 答申の記述ですが「手段を講じるべきである。」とした方が、強調されるのではない

かと思えます。

委員 一市民の立場としては、強調したほうが良いと思っています。

会長 他にご意見はありませんか。複数の委員から、ただし書きの部分は強調すべきだとの意見が出ていますが、そのような修正を行うことでよろしいですか。

委員 ただし書きで「講じるべきである。」と書くと、その前の「改正すべきである。」と表現が重なってしまいますが、それでも良いのでしょうか。

委員 ただし書きの「ただし」を「また」に変えたらどうでしょうか。

会長 「また」を使ってもおかしくはないと思います。

委員 「べきである」とは、今まで行っていなかったものについていうのだと思います。すでに今までも確認の仕組みがあるのですから、そういう意味で「適切である。」という言葉が使われているようにも思います。

会長 特定個人情報の取扱いについては初めてのことで、特に慎重にすべきだ、という意味にもなるかと思えます。

委員 ただし書きの「条例の運用において」という文言を削除した方が、定め方も運用レベルに限られることがなくなりますので、これまでの議論を踏まえると、その方が良いと思います。

会長 それでは、お諮りいたします。ただし書きの部分について「ただし」を「また」に変え、「条例の運用において」を削除し、「手段を講じることが適切である。」を「手段を講じるべきである。」に変えることで、原案を修正することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成と認めます。それでは、2の(2)の部分は、そのように修正することといたします。

会 長 最後に2の(3)のその他の部分ですが、特にご意見はなしということによろしいですか。

(異議なし)

会 長 それでは、この部分は原案どおりといたします。

会 長 これで、答申の内容がまとまりましたので、事務局に答申書を作成してもらい、市長あて提出することといたします。

事務局 それでは、修正したものを各委員に送付し、確認をいただいた後、正式に答申を行います。

会 長 それでは、諮問事項についてはこれで終了し、3のその他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 マイナンバー法への対応につきましては、総務課を含め全庁的に行っているところですが、今後も個人情報保護の点で、審議会に關与いただくこともございますので、よろしくお願い申し上げます。また、今回の会議録につきましても、事務局で草案を作成後、委員の皆様へに郵送させていただき、ご確認をいただいた後、行政情報センター、ホームページにて公開させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 では、これで第63回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

別 紙

第 63 回 小田原市個人情報保護運営審議会 資料一覧

- 次第

- 資料 1

- ・答申書案(小田原市の個人情報保護制度の在り方について)